○内閣府告示第百六十二号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第九条第二項で準用する同法第八条第七項の規定及び同法附則第三条の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第二号をもって公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を平成二十八年四月十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年五月六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

一　区域計画の作成主体　関西圏国家戦略特別区域会議
二　国家戦略特別区域の名称　関西圏　国家戦略特別区域
三　当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業並びに国家戦略特別区域法第十条第一項第一号の特定事業

国家戦略道路占用事業、国家戦略特別区域高度医療提供事業、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業、特定非営利活動法人設立促進事業、国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業、保険外併用療養に関する特例関連事業、民間事業者による公社管理道路運営事業、公立国際教育学校等管理事業、特定非営利活動法人設立促進事業及びユニット型指定介護老人福祉施設設備基準に関する特例事業

○内閣府告示第百六十四号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第九条第二項で準用する同法第八条第七項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第三百四十八号をもって公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を平成二十八年四月十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年五月六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

一　区域計画の作成主体　沖縄県国家戦略特別区域会議
二　国家戦略特別区域の名称　沖縄県　国際観光イノベーション特区
三　当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業並びに国家戦略特別区域法第十条第一項第一号の特定事業

国家戦略道路占用事業、国家戦略特別区域高度医療提供事業、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業、特定非営利活動法人設立促進事業、国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業、保険外併用療養に関する特例関連事業、民間事業者による公社管理道路運営事業、公立国際教育学校等管理事業、特定非営利活動法人設立促進事業及びユニット型指定介護老人福祉施設設備基準に関する特例事業

○内閣府告示第百六十三号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第九条第二項で準用する同法第八条第七項の規定及び同法附則第三条の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第十九号をもって公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を平成二十八年四月十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年五月六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

一　区域計画の作成主体　福岡市・北九州市国家戦略特別区域会議
二　国家戦略特別区域の名称　福岡市・北九州市グローバル創業・雇用創出特区
三　当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業並びに国家戦略特別区域法第十条第一項第一号の特定事業

国家戦略道路占用事業、国家戦略特別区域高度医療提供事業、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業、特定非営利活動法人設立促進事業、国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業、保険外併用療養に関する特例関連事業、民間事業者による公社管理道路運営事業、公立国際教育学校等管理事業、特定非営利活動法人設立促進事業及びユニット型指定介護老人福祉施設設備基準に関する特例事業

○内閣府告示第百六十五号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第九条第二項で準用する同法第八条第七項の規定及び同法附則第三条の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第四百三十二号をもって公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を平成二十八年四月十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年五月六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

一　区域計画の作成主体　愛知県国家戦略特別区域会議
二　国家戦略特別区域の名称　愛知県　国家戦略特別区域
三　当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業並びに国家戦略特別区域法第十条第一項第一号の特定事業

農地等効率的利用促進事業、農業法人経営多角化等促進事業、地域農畜産物利用促進事業、農業への信用保証制度の適用関連事業、保険外併用療養に関する特例関連事業、民間事業者による公社管理道路運営事業、公立国際教育学校等管理事業、特定非営利活動法人設立促進事業及び特定実験試験局制度に関する特例事業

○総務省
文部科学省告示第二号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十八の二第三項の規定に基づき、文部科学大臣又は文部科学大臣及び総務大臣が財務大臣とそれぞれ協議して定める要件及び方法を次のように定める。

平成二十八年五月六日

総務大臣　山本　早苗
文部科学大臣臨時代理
国務大臣　遠藤　利明

1　租税特別措置法施行令（以下「令」という。）第二十六条の二十八の二第三項に規定するその寄附金が学生等に対する修学の支援のための事業に充てられることが確実であり、かつ、その事業活動が適正なものとして文部科学大臣が財務大臣と協議して定める要件は、次に掲げる要件とする。

一　当該寄附金が、学生等に対する修学の支援のための事業に充てることを目的とする基金（以下「修学支援基金」という。）に受け入れられ、他の経済と区分して整理されていること。

二　当該寄附金の使途が、当該法人が実施する次に掲げる事業であって、経済的理由により修学に困難がある学生等に対するもの（独立行政法人日本学生支援機構にあっては、ロに掲げるものに限る。）に限定されていること。

イ　授業料、入学料又は寄宿料の全部又は一部を免除する事業

ロ　学資金を貸与し、又は支給する事業

ハ　当該法人が教育研究上必要があると認めた学生等の留学に係る費用を負担する事業

ニ　当該法人の就業規則等において定めるところにより、学生等の資質を向上させることを主たる目的として、学生等を当該法人の教育研究に係る業務に従事させ、学生等に対して手当を支給する事業

三　前号ロに掲げる事業のうち学資金を貸与する事業を実施する場合には、貸与金の返還分が修学支援基金に繰り入れられること。

四　当該法人に設置された修学支援基金の名称、管理方法及び当該寄附金の使途を記載した書類並びに当該書類の閲覧方法及び保存期間を記載した書類（以下「修学支援基金名称等確認書類」という。）並びに修学支援基金への受入額及び修学支援基金からの支出額等の明細書であって、監事の監査を受けたもの（以下「修学支援基金明細書」という。）について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これらを独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十八条第三項（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第三十五条において準用する場合を含む。）の規定に準じて当該法人の主たる事務所に備え置き、閲覧させることとしていること。

五　修学支援基金名称等確認書類及び修学支援基金明細書を、その作成した日の属する年度の翌年度の四月一日から五年間、当該法人の主たる事務所の所在地に保存することとしていること。

2　令第二十六条の二十八の二第三項に規定するその寄附金が学生等に対する修学の支援のための事業に充てられることが確実であり、かつ、その事業活動が適正なものとして文部科学大臣及び総務大臣が財務大臣と協議して定める要件は、前項各号に掲げる要件とする。この場合において、同項第四号中「独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十八条第三項（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第三十五条において準用する場合を含む。）」とあるのは、「地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第三十四条第四項」とする。

3　令第二十六条の二十八の二第三項に規定する第一項に定める要件を満たすことにつき文部科学大臣が財務大臣と協議して定める方法は、次のとおりとする。

一　国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構又は独立行政法人日本学生支援機構から、当該法人に寄附をした者が租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十八の三第一項の規定による控除を受けようとする年（以下「控除予定年」という。）の前年の九月三十日までに、文部科学大臣に対して、修学支援基金名称等確認書類を提出させ、その内容を確認すること。